

渋川看護専門学校 COVID-19 感染予防対策・感染予防行動

(2023.7.31 より一部変更)

感染症法上の位置づけが5類に移行後も、COVID-19 の新規感染者の増加が続いています。コロナウイルスは伝播力が強まっています。若年者では発症しても重症化し難い一方で、入院患者数や重症患者数は増加しています。夏期休暇やお盆休暇の時期と重なり、人との接触の機会が増える夏の間、感染が拡大する可能性が指摘されています。自分と大切な人の健康を守るため、今後も感染予防行動を徹底してください。

※2023年7月31日より COVID-19 感染予防対策・感染予防行動を以下の通り一部変更します。

- (1) 手指消毒を徹底するとともに、会話時または近距離（1 m以上の間隔を取らない）で他者と接する際には、マスクを着用する。
 - ①同居家族以外の人とマスクを外した状態での会話は避ける。
 - ②マスクはその効果を得られるように着用する。
 - *顔にフィットするサイズ・形のものを選択し、鼻から顎までを覆い、鼻の形にワイヤーを折り曲げて隙間をなくす。
 - *せきやくしゃみによる飛沫を遮断する効果が高い「不織布マスク」を選択する。
 - ③まめに手洗い・手指消毒をする。
 - ④共有物使用の際は、前後の手指消毒と、使用後の物品の清拭（所定の方法）を励行する。
- (2) 学校内においても、「密閉」「密集」「密接」をさける。エアコン使用中も**効果的に**換気をする。
- (3) 「密閉」「密集」「密接」状況下での、人との接触を減らす。

（参考：感染リスクが高まる「5つの場面」）
- (4) 同居家族以外の人との**会話を伴う**会食は控える。学校での昼食は、1 m以上の距離を空け黙食を徹底する。風邪症状等ある時には、各自の車中等、個別で摂取する。
- (5) 不特定多数の人が訪れる施設**を利用する際は、自身で「密閉」「密集」「密接」を避け、マスクの着用、手指消毒等の基本的な感染予防対策を徹底する。**
- (6) 学生が当校の実習施設、及び奨学金貸与を受ける医療施設で、徹底した感染予防対策のもとアルバイトすることは可とする。但し、事前に学校長に「アルバイト届」を提出し許可を得るとともに、実習中は実習施設の指示に従う。他のアルバイトについては、当面の間は禁止とする。
- (7) 各学年が使用するスペースを現行通り、原則限定する。
- (8) 自身および同居家族の体調の把握に努める。学校指定の「体調確認表」の各項目について、毎日

正確に記録する。(体調記録・行動記録は証明書類となる)

- (9) 鼻汁、頭痛、倦怠感、くしゃみ、咽頭痛、発熱等の風邪症状、味覚や嗅覚の異常、下痢等がある時には学校に連絡する。安易に解熱剤等を服用しない。同居家族や濃厚接触した人に同様の症状がある時にも学校に連絡をする。自分または家族に、上記の症状がある時には、医師の診断結果が出るまでは家庭内でもマスクを着用し、食事は別に摂る。
- (10) 同居家族に、必要な感染予防対策を正しく伝え、協力を得る。
- (11) 「体調に変化がある方」は、必ず登校を控え、その旨を学校に電話連絡する。

(2023年7月31日通知)